

令和7年度日野市社会福祉法人一般監査実施計画

社会福祉法第56条第1項の規定に基づく、社会福祉法人に対する一般監査を実施するにあたり、日野市社会福祉法人指導監査実施要領4（1）のとおり、令和7年度日野市社会福祉法人一般監査実施計画を策定する。

記

1 一般監査実施対象

- (1) 前年度監査を行っていない法人
(該当する12法人から、過去の監査結果等をふまえ選定)
- (2) 令和6年度に未実施のため令和7年度で実施する法人
- (3) その他監査が必要と認められる法人

2 一般監査実施時期

第1期	： 8月1日（金）から8月29日（金）	… 1法人
第2期	： 9月1日（月）から9月30日（火）	… 1法人
第3期	： 10月1日（水）から10月31日（金）	… 1法人
第4期	： 11月4日（火）から11月28日（金）	… 1法人
第5期	： 12月1日（月）から12月26日（金）	… 1法人
第6期	： 1月5日（月）から1月30日（金）	… 1法人
	合計	… 6法人

3 一般監査実施日程の決定及び通知

(1) 一般監査の実施日程については、監査を実施する優先順位、法人の事業規模や種別等を考慮して決定する。なお、法人本部所在施設を対象として東京都が実地検査を予定している法人については、日野市と東京都が行う検査が同一日程となるよう、東京都福祉局指導監査部と事前に調整する。

(2) 具体的な監査の実施日程については、原則として監査実施日の3週間前までに、指導監査対象法人の代表者に対し文書にて通知する。また、市の事業所管課及び東京都福祉局指導監査部指導調整課に対し、通知を行った旨を情報提供する。

4 監査担当職員

係長級以上の職にある者を長とする監査担当職員

以上